

## 第2章 循環型社会の構築



### 第1節 環境基本計画の施策目標

- ・ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

### 第2節 令和6年度 of 取組概要と成果等

#### 1 持続的な資源循環

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3Rの取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められており、また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、本県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGsとSociety5.0の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を令和3（2021）年3月に策定しました。

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等さまざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃

棄物の「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに、本県における循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

「三重県循環型社会形成推進計画」においては、今後5年間の取組について表2-2-1のとおり5つの取組方向を定めており、施策毎に目標を設定し、取組を進めていきます。計画の進捗状況については、「三重県循環型社会形成推進会議」において点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

また、旧「三重県廃棄物処理計画」で目標項目としていた一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」や、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」についても、継続的にその状況を確認するため、モニタリング指標として毎年度確認していきます。

なお、本計画の対象期間が令和7（2025）年度までであることから、国の第五次循環型社会形成推進基本計画において打ち出された「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興により資

源の循環的な利用促進や社会情勢の変化をふま  
えながら、今後5年間（令和8（2026）年度か  
ら令和12（2030）年度まで）を対象期間とす

る次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策  
定を進めています。

表 2-2-1 「三重県循環型社会形成推進計画」5年間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）の取組方向  
※目標項目については、主なものを記載しています。

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進 (目標項目：令和7年度の目標値) ・「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計)：1,500件
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	2-1 循環関連産業の育成及び支援 (目標項目：令和7年度の目標値) ・高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数(累計)：15件
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保 (目標項目：令和7年度の目標値) ・産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率：50%
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正 (目標項目：令和7年度の目標値) ・建設系廃棄物の不法投棄件数：10件以下 ・人材育成のための講習会等への参加人数(累計)：5,000人
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 (目標項目：令和7年度の目標値) ・不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率：100%
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進 (目標項目：令和7年度の目標値) ・県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数：78人
4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進 (目標項目：令和7年度の目標値) ・廃プラスチック類の再生利用率：70%（令和6年度実績） ・プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数(累計)：10件
	4-2 食品ロス等対策の推進 (目標項目：令和7年度の目標値) ・食品ロス削減率：家庭系10%減、事業系10%減（令和6年度実績） ・食品ロス削減モデル取組数(累計)：5件
5 人材育成とICTの活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

## 2 パートナーシップで取り組む「3R+R」

### 2-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

#### (1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する、「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション

宣言事業所登録制度」を令和2（2020）年10月30日に創設しました。

多くの事業者に本取組に参加いただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、事業者への参加の働きかけを行っており、1,327事業所（令和7（2025）年3月末現在）がみえスマートアクション宣言事業所として登録されています。

#### (2) 多量排出事業者等の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の

処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

## 2-2 市町との連携の推進

### (1) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や、出前授業等により、県のごみ減量化の取組について PR を行いました。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

### (2) ICT を活用した啓発

市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発に取り組みました。令和 6 (2024) 年度においては、食品ロス削減や海ごみ対策などに関する啓発を、20 市町でのべ 192 件行いました。

## 3 循環関連産業の振興による「3R+R」

### 3-1 循環関連産業の育成および支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・循環的な利用・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。

### 3-2 資源の循環的利用の促進

#### (1) 認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

なお、令和 6 (2024) 年度の県の使用・購入実績は約 3 億 4 千万円でした (令和 7 (2025) 年 3 月末時点の認定製品数：59 製品)。

また、認定事業者から提出される認定基準適合状況報告書および立入検査等により、認定リサイクル製品の品質および安全性の確保に努めています。

#### (2) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに、再利用を中心とする適切な循環型社会を形成することが求められています。

このため、県では、建設副産物情報を異なる利用者間で共有するコブリス・プラスを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

#### (3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

#### (4) 下水道汚泥の有効利用

令和 6 (2024) 年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の 6 処理場を含めて 36 処理場であり、その汚泥発生量は、77.0 千 t/年です。このうち、97.0%にあたる 74.7 千 t/年をセメント原料化や堆肥化等に有効利用しました。

#### (5) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の 8 浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥について、令和 6 (2024) 年度はその全量約 4,200m<sup>3</sup>を園芸用土や埋め戻し材等として有効利用しました。

#### (6) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜排せつ物については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (家畜排せつ物法) に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への指導・助言を行うとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(7) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「三重グリーン購入ネットワーク」(令和7(2025)年3月末現在会員数:32団体)と連携し、グリーン購入、SDGs・ESG投資への理解、エコ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、毎年東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施しており、令和7(2025)年1月10日から1か月間、東海三県一市内3,788店舗(うち三重県内554店舗)において展開しました。

(8) 使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、令和6(2024)年度末における許可および登録業者数は、引取業者652、フロン回収業者167、解体業者105、破碎業者(破碎前処理工程のみ)20となっています。

4 廃棄物処理の安全・安心の確保

4-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

令和5(2023)年度末におけるごみ処理施設は、8市2町4事務組合等に17施設(新設(建設中)、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は2,168t/日です(表2-2-2)。

表 2-2-2 ごみ処理施設数等  
(令和5(2023)年度末)

施設種別	焼却施設			ごみ燃料化施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	11	0	4	2	17
処理能力(t/日)	1,958	0	169	41	2,168

② 粗大ごみ処理施設

令和5(2023)年度末における粗大ごみ処理施設は、4市4事務組合等に10施設(建設中、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は333t/日です(表2-2-3)。

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設数等  
(令和5(2023)年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	合計
施設数	8	0	2	10
処理能力(t/日)	292	0	41	333

③ 最終処分場

令和5(2023)年度末における最終処分場は、11市6町3事務組合等に25施設(新設(建設中)、休廃止施設を除く。埋立終了施設は含む。)が設置されており、全体容量は4,919,784m<sup>3</sup>です。

なお、残余容量は505,014m<sup>3</sup>となっており、その残余年数は、年間埋立量15,323m<sup>3</sup>から推定すると約33.0年分となっています(表2-2-4)。

表 2-2-4 最終処分場数(令和5(2023)年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	20	5	25
全体容量(m <sup>3</sup> )	4,623,989	295,795	4,919,784
残余容量(m <sup>3</sup> )	448,288	56,726	505,014

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

令和5(2023)年度のごみの収集運搬業務の内訳は、市町(事務組合を含む。)の直営または委託業者による収集が365,155 t/年と収集量全体の72.2%を占め、残りの140,661t/年が許可業者による収集となっています(表2-2-5)。

表2-2-5 ごみの収集形態(令和5(2023)年度)

区分		収集量(t/年)	比率(%)
市町・組合 による収集	直営	91,588	18.1
	委託	273,567	54.1
	小計	365,155	72.2
許可業者による収集		140,661	27.8
計		505,816	100.0
災害廃棄物		0	0.0
合計		505,816	100.0

② 処理形態

令和5(2023)年度のごみ処理量は564,996 t/年で、令和4(2022)年度に比べて20,842 t/年(3.6%)減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が478,541 t/年(84.7%)、直接埋立が4,572 t/年(0.8%)、直接資源化が22,295 t/年(3.9%)などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市町等が策定する「循環型社会形成推進地域計画」において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の「第10期分別収集計画(計画期間:令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)」に基づき、市町の第10期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図りました。

(5) ポストRDFへの支援

ポストRDFに向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、市町等における新ごみ処理施設整備等に向けた支援などを行いました。

(6) し尿処理体制の整備の促進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

(7) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は509施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて24施設となっています(表2-2-6、2-2-7)。

表2-2-6 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況(令和5(2023)年度末)

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑名	73	2 (0)
四日市	118	9 (4)
鈴鹿	37	3 (2)
津	61	3 (2)
松阪	43	3 (0)
南勢志摩	44	1 (1)
伊賀	96	3 (2)
紀北	12	0 (0)
紀南	13	0 (0)
本庁(県外移動式施設)	12	—
計	509	24 (11)

注) 最終処分場の( )内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 2-2-7 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の種類別設置状況・中間処理施設（令和 5（2023）年度末）

施設の種類		設置数	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	129	
	乾燥 施設 の 汚 泥 の	汚泥の乾燥施設（機械）	11
		汚泥の乾燥施設（天日）	4
		小計	15
	廃油の油水分離施設	5	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1	
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	1	
	PCB廃棄物の分解施設	1	
	廃プラスチック類の破碎施設	81	
	木くず又はがれき類の破碎施設	220	
	焼 却 施 設	汚泥の焼却施設	14
		廃油の焼却施設	14
		廃プラスチック類の焼却施設	12
PCB廃棄物の焼却施設		1	
焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)		15	
小計	56		
計	509		

注) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です（例：汚泥と廃油の焼却施設 1 基 → 汚泥の焼却施設 1、廃油の焼却施設 1）。

### (8) PCB 廃棄物の適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、熱的、化学的に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等に広く用いられてきました。

しかし、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCB による環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13（2001）年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、PCB 廃棄物を保管する事業者等は処分期間内に PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。

平成 28（2016）年の法改正によって、本県における高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和 3（2021）年 3 月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和 4（2022）年 3 月末までとされましたが、処理対象量の増加等

により、令和 5（2023）年度まで期間が延長されました。また、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9（2027）年 3 月末までとされています。

県では、PCB 廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていない PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、令和 6（2024）年度には、577 の事業場から PCB 廃棄物等の保管および処分状況等の届出が提出されています。

なお、令和 5（2023）年度末時点の PCB 廃棄物の保管状況は表 2-2-8 のとおりです。

表 2-2-8 PCB 廃棄物保管状況（令和 5（2023）年度末）

PCB廃棄物の種類		事業場数	数量	単位	
高 濃 度	変圧器（トランス）	0	0	台	
	柱上変圧器（柱上トランス）	0	0	台	
	コンデンサー（3kg 以上）	1	1	台	
	その他の機器等	0	0	台	
	PCB を含む油	0	0	kg	
	コンデンサー（3kg 未満）	0	0	台	
	安定器	0	0	台	
	感圧複写紙	0	0	kg	
	ウエス	0	0	kg	
	汚泥	0	0	kg	
	その他	1	0	kg	
	低 濃 度	変圧器（トランス）	201	552	台
		柱上変圧器（柱上トランス）	7	25	台
コンデンサー（3kg 以上）		77	534	台	
その他の機器等		70	146	台	
PCB を含む油		27	5,445	kg	
コンデンサー（3kg 未満）		14	315	台	
安定器		8	90	台	
感圧複写紙		0	0	kg	
ウエス		12	114	kg	
汚泥		2	7,187	kg	
その他		51	30,928	kg	

注 1) 表内の事業場数は種類ごとに集計しています。

注 2) 「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器（用途不明）、ネオン変圧器をいいます。「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1 台に換算して計上しています。

注 3) 「PCB を含む油」は、変圧器油（トランス油）、熱媒体油、柱上変圧器油（柱上トランス油）、コンデンサー油、その他 PCB を含む油をいいます。

注 4) 「PCB を含む油」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他」について、容量で届出されたものは、1ℓ=1kg に換算して計上しています。

注 5) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

### (9) 優良産廃処理業者認定制度

平成 22 (2010) 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」) の改正により、平成 18 (2006) 年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組の実施」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」という 5 つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常 5 年の許可の有効期間を 7 年とするなど特例を付与するというもので、平成 23 (2011) 年度から施行されています。

本県における優良認定処理業者数は、表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 優良認定処理業者件数  
(令和 6 (2024) 年度末)

許可区分	優良認定処理業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	259	49	308
産業廃棄物処分業	0	37	37
特別管理産業廃棄物収集運搬業	134	32	166
特別管理産業廃棄物処分業	0	6	6
計	393	124	517

### (10) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、令和 5 (2023) 年度には電子マニフェストの活用率は 80.2%になりました (表 2-2-10)。

表 2-2-10 電子マニフェスト活用率

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
活用率 (%)	55.5	61.1	65.8	69.7	73.7	76.5	78.2	80.2

### (11) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、必要に応じて畜産農家への立入検査を実施しました。

### (12) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

## 4-2 不適正処理の未然防止

### (1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は、平成 15 (2003) 年度の 92 件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度が 40 件、令和 3 (2021) 年度が 34 件、令和 4 (2022) 年度が 53 件、令和 5 (2023) 年度が 40 件、令和 6 (2024) 年度が 35 件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数は、図 2-2-1 のとおり、平成 27 (2015) 年度以降 10 件前後で推移し、令和 6 (2024) 年度は 4 件でした。

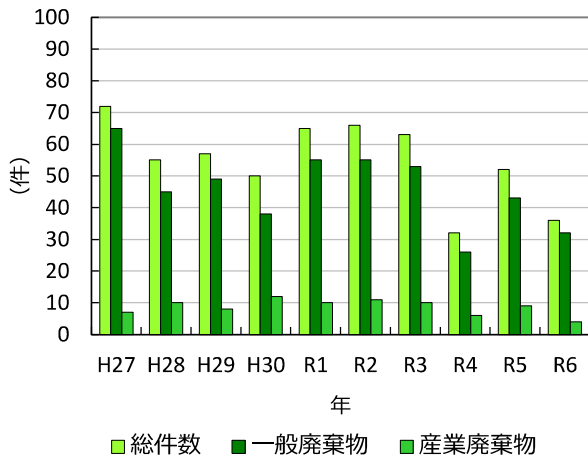


図 2-2-1 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

## (2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表 2-2-11 および表 2-2-12 に示すとおりです。その苦情の具体的な内容は、野外焼却による大気汚染や不法投棄、不適正保管に関するものが多くなっています。

表 2-2-11 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類 年度	苦情内容			計
	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	
R2	1	0	282	283
R3	0	0	258	258
R4	1	0	266	267
R5	0	0	264	264
R6	1	0	226	227

表 2-2-12 廃棄物に係る苦情発生内容  
(令和 6 (2024) 年度)

発生源の施設の種類	苦情内容							合計
	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他		
ごみ処理場	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	
し尿処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
産業廃棄物	18 (12)	11 (5)	16 (6)	0 (1)	3 (3)	178 (237)	226 (264)	
計	19 (12)	11 (5)	16 (6)	0 (1)	3 (3)	178 (237)	227 (264)	

※産業廃棄物に関する不法投棄、不適正処理、野外焼却等は、「産業廃棄物」の「その他」に計上しています。

## (3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

令和 6 (2024) 年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は、表 2-2-13 のとおり、3,004 件です。

この結果、取消・停止命令を 6 件 (4 事業者) 発出しました。

表 2-2-13 立入検査実施状況  
(令和 6 (2024) 年度)

検査対象	立入検査件数	措置						告発
		改善・措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	(警告・勧告) 文書指導	
産業廃棄物 排出事業場	1,178 (1,406)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (68)	0 (0)
産業廃棄物 処理業者	844 (981)	0 (0)	5 (6)	1 (7)	0 (0)	0 (1)	15 (20)	0 (0)
その他	982 (982)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (4)	0 (0)
計	3,004 (3,369)	0 (2)	5 (6)	1 (7)	0 (0)	0 (1)	41 (92)	0 (0)

注 1) 欠格要件 (他府県の取り消し等) による許可取消等は、含めていません。  
注 2) その他、口頭指導 計 1,068 件、始末書提出 計 10 件。

## (4) 監視・指導の強化

### ① 効果的な監視指導

プライオリティ (優先度) の設定による効果的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

平成 29 (2017) 年度から無人航空機ドローンを導入し、測量システムを用いた不法投棄等不適正処理事案の改善指導等にも活用しています。

### ② 通報制度

県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル 110 番およびメール 110 番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄

等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。

令和4（2022）年10月からは、位置情報や写真を添付した上で現場からの通報を可能とした廃棄物スマホ110番の運用を開始しています。

また、森林組合、民間事業所等計21事業者と情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手する体制を整えています。

なお、令和6（2024）年度に環境共生局に寄せられた通報件数は168件（うち、廃棄物ダイヤル110番等に係るものは98件）であり、不法投棄、野外焼却に関するものが68%を占めていました（図2-2-2）。

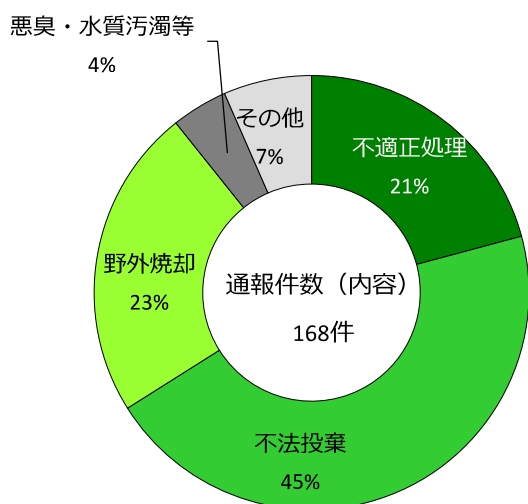


図2-2-2 環境共生局への通報内容  
(令和6（2024）年度)

### ③ 民間パトロール

土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託（1年間）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

### ④ 広域連携

広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣県市（愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県）や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

## 4-3 過去の不法投棄等産業廃棄物の不適正処理の是正措置

生活環境保全上の支障等があった4つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」）による国の財政的支援を得て、行政代執行により対策工事等を実施しました。

対策工事等の完了により、四日市市内山事案については、令和2（2020）年3月31日をもって行政代執行を終了し、残る3事案については、令和5（2023）年3月31日をもって行政代執行を終了しました。

令和6（2024）年度は、行政代執行を終了した4つの事案地において、水質モニタリングや工作物の点検、定期パトロールを実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認しました。

## 4-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習、仮置場の設置・運営に係る実地訓練等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

## 5 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

### (1) プラスチック対策の推進

プラスチック対策については、プラスチック資源循環の高度化、海域への流出対策に取り組むこととしています。令和4（2022）年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」）が施行されたことをふまえ、市町に対する技術的援助や、県民・事業者に対する啓発などプラスチック資源循環の取組を促進しました。

### ① 三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム

プラスチックのリサイクルの促進および関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、種類などの情報とリサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について ICT を活用し、両者のマッチングを行うシステム「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」（通称「みえプラ」）を令和6（2024）年4月から運用しています。令和6（2024）年度末で延べ40社の利用者が登録しており、リサイクルに向けた情報共有が行われています。

### ② 海洋プラスチックごみ対策事業

海洋プラスチックごみ対策として、陸域から海域へのごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、身近な環境美化活動の成果を専用ウェブページで見える化する「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施しました。

### ③ スポ GOMI 大会

令和6（2024）年度は紀北町1か所でスポ GOMI 大会<sup>\*</sup>を開催（三重県が後援）し、21チーム計73名が参加し、約56.8kgのごみを回収しました。

<sup>\*</sup>スポ GOMI 大会…あらかじめ決められたエリアで、制限時間内に、チームワークでごみを拾い、ゴミの量と質でポイントを競い合うスポーツ。

### ④ 三重県庁プラスチックスマートアクション

令和元年（2019）年10月から、職員によるマイバッグ・マイボトル運動等、次の取組を実施しています。

- ・職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- ・会議等におけるペットボトルの提供回避
- ・仕出し弁当におけるワンウェイプラスチックの使用を抑制する取組
- ・プラスチック製事務用品の長期利用の実施
- ・プラスチック使用製品（事務用品、啓発物品）の環境物品等の調達方針に基づく調達

### (2) 食品ロス等対策の推進

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっています。

こうしたことをふまえ、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するための ICT を活用したシステム「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）を令和3（2021）年7月から開始し、令和6（2024）年度末で約29tの食品がフードバンク活動団体等に提供されました。

また、「すぐ食べるなら、期限の近い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるレールポップをスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の食品関連事業者と連携し、店舗に掲示しました。

このほか、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、県内の飲食店等と連携して外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組み、啓発活動を行いました。

さらに、令和4（2022）年4月から、フードシェアリングサービス（食品小売業等で売れ残る食品を、購入希望者とのマッチングを行う web サービス）の市町への導入支援を実施しました。令和6（2024）年度末で、桑名市、亀山市、伊勢市が参加し、51店舗が登録しており、約5.2tの食品が販売されました。

## 6 人材育成と ICT の活用

持続可能な循環型社会の構築に向け、循環関連産業における脱炭素化や ICT の活用を進めていただくため、「循環関連産業トップセミナー」や「三重県資源循環セミナー」を開催しました。

## 7 モニタリング指標の状況

一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」を設定し、毎年度確認していきます。

## 7-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

### (1) ごみの状況

令和5（2023）年度におけるごみ総排出量（注1）は573,569tで、1人あたりに換算すると、892g/人・日（注2）でした。排出量の内訳は図2-2-3のとおりで、計画収集量が全体の88.2%を、直接搬入量が全体の10.3%を、集団回収量が全体の1.5%を占めていました。

また、ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移は、図2-2-4のとおりです。

なお、ごみの資源化率は19.5%となり（図2-2-5）、ごみの最終処分量は16,214tでした（図2-2-6）。



図2-2-3 ごみ総排出量の内訳  
（令和5（2023）年度）

注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17（2005）年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16（2004）年度まで】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【平成17（2005）年度から】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

注2) 平成16（2004）年度までの集計方法による令和5（2023）年度の実績は、879g/人・日です。

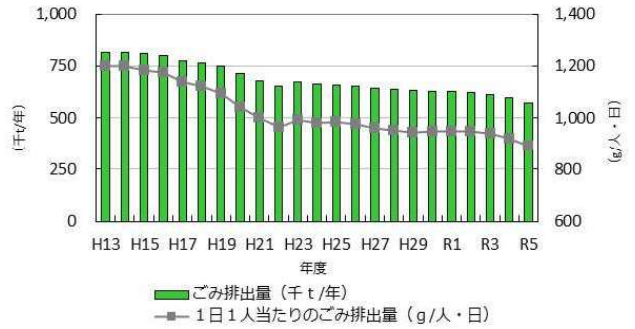


図2-2-4 ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移

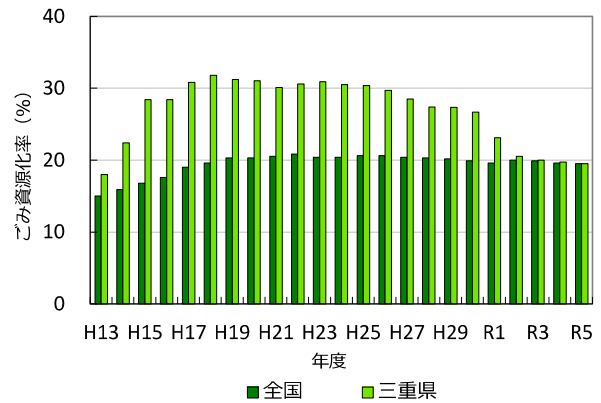


図2-2-5 ごみ資源化率の推移



図2-2-6 ごみの最終処分量の内訳および推移

### (2) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、本県における資源化率は、令和5（2023）年度は19.7%で、全国平均19.5%と同程度でした。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は、表2-2-14のとおりです。

表 2-2-14 容器包装分別収集実施市町数および収集量

	令和4年度		令和5年度	
	実施市町数	収集量 (t)	実施市町数	収集量 (t)
無色ガラスびん	29	3,118	29	2,943
茶色ガラスびん	29	2,538	29	2,425
その他ガラスびん	29	2,327	29	2,153
その他紙製容器包装	29	1,584	29	1,447
ペットボトル	29	3,035	29	3,060
その他プラスチック製容器包装	25	9,477	25	9,136
うち白色トレイ	6	18	6	17
スチール缶	24	592	24	391
アルミ缶	25	582	25	416
飲料用紙パック	26	134	26	129
段ボール	28	5,860	28	4,295

※「その他紙製容器包装」について、第8期分別収集計画より「その他紙製容器包装」を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は実施市町としています。

### (3) し尿の状況

令和5(2023)年度における市町等で処理されたし尿等(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の量は562,541klでした。また、処理の内訳は、し尿処理施設における処理が100%でした。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図2-2-7のとおりで、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。水洗化人口は増加傾向にありますが、水洗化人口割合95.6%は、全国水準(令和5(2023)年度全国平均:96.3%)に比べるとわずかに低い水準となっています。

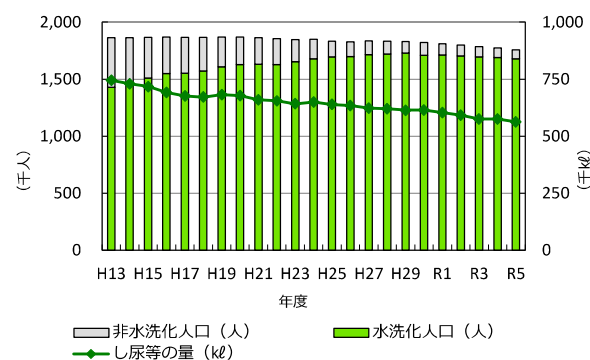
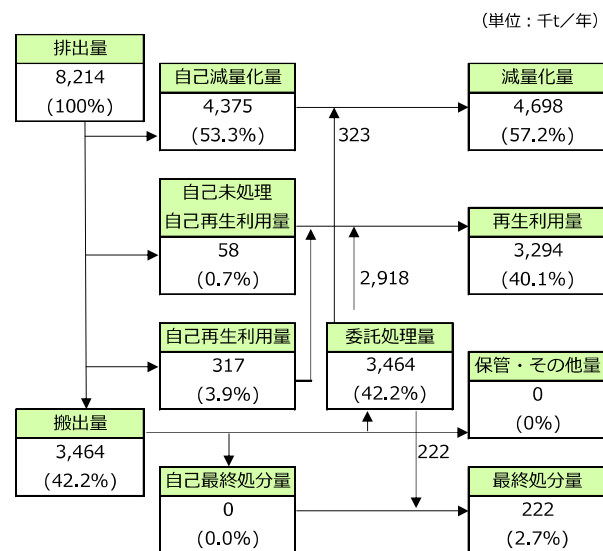


図 2-2-7 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移

## 7-2 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、概ね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

令和5(2023)年の1年間に県内で排出された産業廃棄物は8,214千tで、その処理状況の概要は、図2-2-8のとおりです。



※小数点以下の処理で一の位がずれることがあります。

図 2-2-8 発生および処理状況の概要(令和5(2023)年度)

また、産業廃棄物の最終処分量は222千tであり、残余容量の推移は、図2-2-9のとおりです。

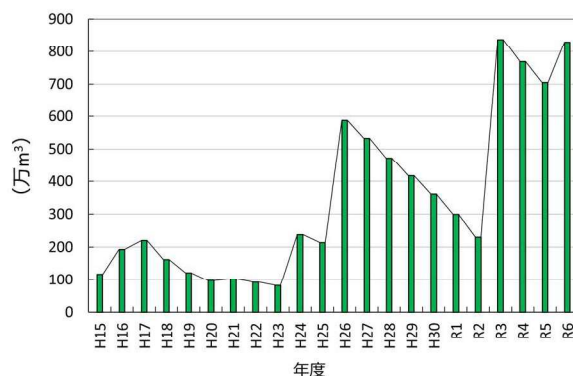


図 2-2-9 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

(1) 種類別の排出状況

令和5(2023)年度の排出量を種類別にみると、汚泥(61%)が最も多く、次いでがれき類(16%)、動物のふん尿(9%)となっており、この3種類で全体の86%を占めています(図2-2-10)。

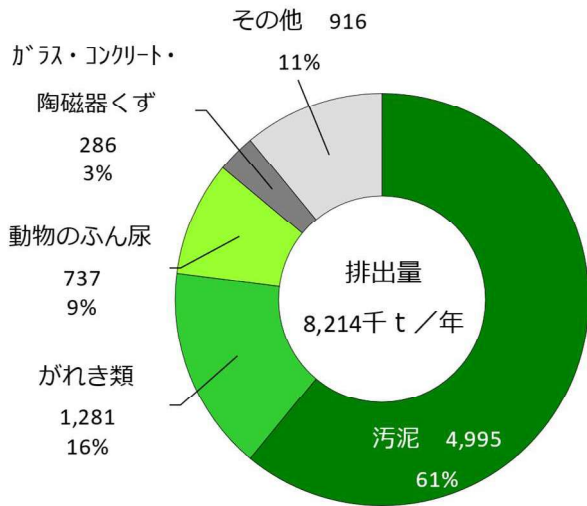


図2-2-10 種類別の排出量(令和5(2023)年度)

(2) 業種別の排出状況

令和5(2023)年度の排出量を業種別にみると、製造業(44%)が最も多く、次いで建設業(19%)、電気・水道業(13%)、鉱業(12%)となっており、この4業種で全体の88%を占めています(図2-2-11)。

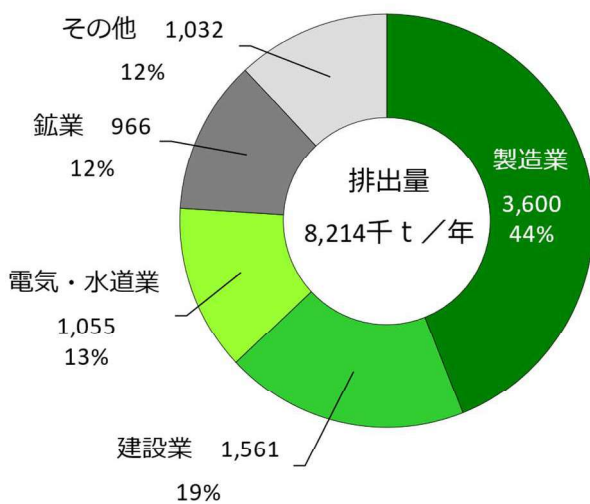


図2-2-11 業種別の排出量(令和5(2023)年度)

(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は3,294千t/年となっており、総排出量の40%を占めています。

種類別にみると、がれき類(37%)が最も多く、以下、動物のふん尿(22%)、汚泥(15%)となっています(図2-2-12)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量317千t/年、委託中間処理後再生利用量2,918千t/年、自己未処理自己再生利用量58千t/年に区分されます。

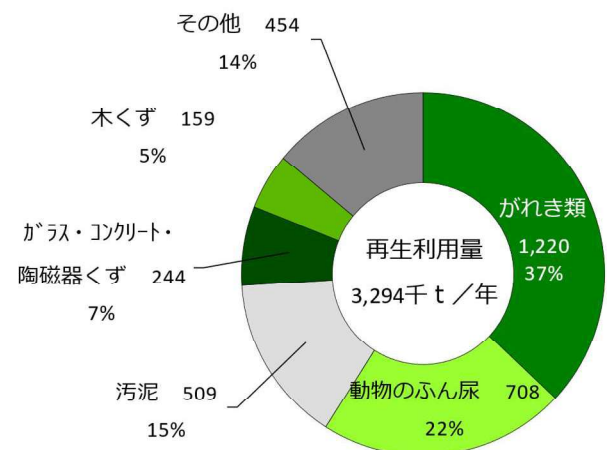


図2-2-12 種類別の再生利用量(令和5(2023)年度)

## 第3節 令和7年度以降の取組方向

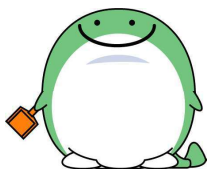
### 1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

#### (1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

本制度を通じて、より多くの事業者「資源のスマートな利用」を宣言し、新しく自主的な取組を実施していただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、事業者への参加の働きかけを行います。

#### (2) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や各種イベントへの参加、出前授業等さまざまな啓発手段により、県民の「もったいない」意識を醸成します。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

#### (3) ICT を活用した啓発

県民や事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに資する情報を市町や関係団体と連携して発信します。

### 2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

#### (1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

#### (2) 認定リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

#### (3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用を推進します。

#### (4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報を異なる利用者間で共有するコブリス・プラスを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

#### (5) 下水道汚泥の有効利用

流域下水道事業において、環境に配慮するため、再資源化を推進し、下水道汚泥の有効利用に取り組めます。

#### (6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水処理に伴って発生した汚泥について、園芸用土や埋め戻し材への有効利用に取り組んでいきます。

#### (7) グリーン購入の取組促進

「三重グリーン購入ネットワーク」と連携し、各年度の取組方針に応じて、グリーン購入の普及等環境活動全般にわたる活動を行い、循環型社会の構築をめざします。

また、東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及啓発と定着を図ります。

### 3 廃棄物処理の安全・安心の確保

#### (8) 容器包装リサイクルの促進

「第 10 期三重県分別収集促進計画」(計画期間：令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度)に基づき、市町の第 10 期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

#### (9) 使用済自動車等の適正処理

##### ① 関連事業者の許可および登録

使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録および解体・破碎業者に関する許可事務を的確に行います。

##### ② 対象事業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民(自動車所有者)に自動車リサイクル法の理解が深まるよう普及啓発に取り組むとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

#### (10) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿は、堆肥化により有機質肥料や土壌改良材として有効利用できます。そのため、家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準が遵守され、適切な堆肥化処理が行われるよう、必要に応じて、畜産農家への指導・助言を行うとともに、家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を推進します。

なお、家畜ふん尿処理施設の整備のための支援制度は、表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 環境保全型畜産の主な支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理施設整備に係る補助	畜産クラスター関連事業	農林水産省
畜産周辺環境の改善に係る補助	強い農業づくり総合支援交付金	農林水産省
融資制度	・農業近代化資金 ・日本政策金融公庫資金 (スーパーL資金、経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金)	・農協等 ・(株)日本政策金融公庫
リース事業	畜産整備(経営)リース事業	(一財)畜産環境整備機構

#### (1) 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物処理法に基づく厳正な審査を実施するとともに、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例や優良産廃処理業者認定制度の的確な運用により、適正処理の確保に努めます。

#### (2) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた支援等を行っていきます。

#### (3) PCB 廃棄物の処理

処理期限までに PCB 廃棄物が確実に適正に処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者等に対し指導を行います。

#### (4) 優良認定処理業者の利用促進

優良認定処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全で環境に配慮した事業活動が可能であり、排出事業者が優良認定処理業者へ産業廃棄物処理を委託することは、適正処理を推進するための有効な手段であることから、優良認定処理業者への委託推進に取り組みます。

#### (5) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

一般財団法人三重県環境保全事業団が「廃棄物処理センター」の指定を受けて整備を進めてきた、企業活動により生じる産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成 26 (2014) 年 3 月末に完成(平成 24 (2012) 年 12 月に一部供用開始)しました(表 2-2-16)。

「廃棄物処理センター」として同処分場が的確に運営されるよう、必要な指導・監督を行います。

表 2-2-16 最終処分場の整備内容

項目	許可内容
処分場方式	管理型
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの
処分場総面積	32.7ha
埋立総容量	3,657,800 m <sup>3</sup>

#### (6) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・休日の監視、隣接県市との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ、無人航空機ドローン等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物スマホ110番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と締結している産業廃棄物に係る立入検査協定に基づき、市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正処理事案等に対する告発を行います。

#### (7) 環境修復後の不適正処理事案への対応

産廃特措法に基づく国の財政支援を得て対策工事を実施した4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、水質モニタリングや工作物の点検、定期パトロールを継続実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認することにより、地域住民の安全・安心を確保していきます。

#### (8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を実施します。さらに、令和7（2025）年度は、市町が選定している仮置場候補地において、南海トラフ地震を想定した仮置場の設置・運営に係る実地訓練を実施し、災害廃棄物処理

に精通した人材の育成を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の見直しにつなげます。

## 4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

### (1) プラスチック対策

事業者によるマテリアルリサイクルを促進するため、「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」（通称「みえプラ」）の普及・運用を行います。

また、ワンウェイプラスチックを削減するため、給水スポットとしてマイボトル用ウォーターサーバーを三重県の地域庁舎等に設置し、マイボトルの利用を県民や事業者に広く呼びかけます。

海洋へのプラスチックごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を通じて、継続的な散乱ごみ対策を進めていきます。

### (2) 三重県庁における取組

「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進等の取組を実施していきます。

### (3) 食品ロスの削減

「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）の運用によって未利用食品が活用されるよう、食品の提供者・受取者となる参加団体の拡大に努めます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等におけるレールポップの掲示や、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、飲食店等における外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組んで啓発を行うなど、さまざまな主体と連携した取組を進めます。

## 5 人材育成とICTの活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、脱炭素化やDXに関するセミナー等を開催します。

### コラム③

## 食品トレイを再び食品トレイに！～使用済み食品トレイの分別回収モデル事業～

県では、「三重県循環型社会形成推進計画（令和3（2021）年3月策定）」に基づき、プラスチック資源循環の高度化に取り組んでおり、令和6（2024）年度は、使用済み食品トレイの分別回収モデル事業を実施しました。

食品トレイは、主にポリスチレンやポリプロピレンというプラスチックの素材でできています。トレイの中に入れる食品に応じて、「白色発泡トレイ」「色付き発泡トレイ」「透明トレイ」などの種類に使い分けられており、一般家庭で使用された後、自治体やスーパーなどで回収されています。

近年、「色付き発泡トレイ」の水平リサイクル技術が開発<sup>※</sup>されたため、今後県内でもトレイリサイクルの一層の促進が期待されます。そこで、本モデル事業では、使用済み食品トレイの水平リサイクルを進めるため、スーパー店頭での分別回収を実施の上、回収状況の調査やアンケート調査を通じて、高品質かつ効率的に使用済み食品トレイを回収する方法について検討しました。

<sup>※</sup>水平リサイクルとは、使用済み製品等を原料とし、同様の製品を製造するリサイクルの手法のことをいいます。再生ペレットの着色成分を除去する技術が開発されたため、「色付き発泡トレイ」の水平リサイクルが可能になりました。

### 1. 使用済み食品トレイの分別回収の方法

令和6（2024）年11月8日から12月15日まで、四日市市および亀山市内のスーパー8店舗に、3種類（白色発泡トレイ、色付き発泡トレイ、透明トレイ）の分別回収ボックスを設置しました。また、回収するトレイの質と量を向上させるため、回収するものと回収できないものの写真・イラストをそれぞれのボックスに掲示するとともに、回収に協力していただいた方にポイントの付与を行いました。



3種類の分別回収ボックスおよび回収するトレイの質と量を向上させる取組  
（写真・イラストの掲示、ポイントの付与）



分別回収の呼びかけ



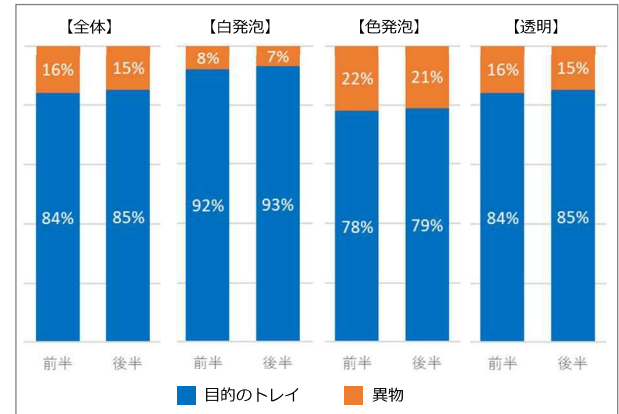
モデル事業イメージ

## 2. 回収量・組成の調査結果

モデル事業期間での総回収量は右の表のとおり1,645kg で、前年度の同時期・同店舗の回収量より6%増加（推計値）しました。また、各ボックスで目的のトレイが概ね8割以上回収されており、モデル事業期間後半の方が異物（目的のトレイ以外のもの）の混入割合は減少しました。

使用済み食品トレイ等の回収量（kg）

白発泡	色発泡	透明	異物	総回収量
476.7	446.6	529.7	192.1	1,645.1



## 3. アンケート調査の結果

回収に協力していただいた方にアンケート調査を実施したところ、「3種類のトレイ分別について問題ない」「ポイントが貰えるため回収に協力した」「食品トレイの回収が来店の後押しとなる」との回答がありました。

## 4. 考察・まとめ

本モデル事業で実施した回収するトレイの周知啓発やポイントの付与は、高品質かつ効率的な回収の一助となる可能性が示されました。また、アンケート調査の結果より、スーパーでの回収の実施が来店契機となり、販売促進効果を生むことも期待されました。

今後、使用済み食品トレイの水平リサイクルを進めるためには、消費者、スーパー、リサイクラーなどの関係主体の連携協力により、本モデル事業で実施した回収するトレイの周知啓発やポイントの付与など、回収するトレイの質と量を向上させる取組を拡大していくことが重要と考えられます。

県では、産業廃棄物のプラスチック資源循環にも取り組んでいます。産業廃棄物税を財源として、県内の排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制等に係る研究・技術開発や設備機器の設置に関する経費の一部を助成しています。

また、「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム（通称「みえプラ」）」では、排出事業者が排出するプラスチックの種類・性状・量などの情報と、リサイクラーが行う再生方法などの情報について、両者のマッチングを行い、事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図っています。

- ・3種類のトレイ分別について ⇒ **88%が「問題ない」**
- ・店頭回収に協力いただいた理由 ⇒ **1位(65%)「ポイントが貰えたから」**  
2位(63%)「家庭内のごみを減らしたい」  
3位(52%)「リサイクルを意識している」

- ・食品トレイの回収が来店の後押しとなるか ⇒ **47%が「おおいになる」、39%が「少しはなる」**



店頭回収の実施が販売促進効果を生む可能性が示唆された

アンケート調査の結果



補助金事業



**MIE PLA みえプラ** 三重県プラスチックリサイクル  
マッチングシステム

## コラム④

### 能登半島地震からの早期復興に向けて～災害廃棄物広域処理の支援～

令和6（2024）年1月1日、石川県能登地方で最大震度7の地震（令和6年能登半島地震）が発生し、建物に大きな被害が発生したほか、輪島市街地では火災、沿岸部では津波、山間部では土砂災害が発生しました。

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画（令和6年2月29日策定）では、被災家屋・建物の解体により約244万トンの災害廃棄物が発生すると推計されました。その量は石川県のごみ排出量の約7年分に相当し、石川県内だけでは処理しきれないため、全国から広域的な支援を受け、約2年間で全ての廃棄物を処理することとされました。被災家屋・建物の解体が進むにつれ、解体により生じる災害廃棄物は当初の推計を上回り、約400万トンまで増加しましたが、目標期間内での処理完了に向け、さらなる広域処理が進められています。

#### 1. 三重県内市町等の取組

三重県内では、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、桑名広域清掃事業組合は令和6（2024）年9月5日から令和7（2025）年9月9日まで、亀山市は令和6（2024）年10月4日から令和7（2025）年9月2日まで、輪島市及び珠洲市の災害廃棄物（約834トン）を受け入れ、広域処理に係る支援を実施しました。また、14市町（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、多気町、南伊勢町、紀宝町）のべ51名が、令和6（2024）年2月19日から11月30日にかけて輪島市の被災家屋・建物の公費解体等に係る人的支援を実施しました。

令和7（2025）年6月25日、令和6年能登半島地震に際し、被災地域において災害廃棄物の処理等の支援活動を行った自治体（県内では14市町および1組合）に対して、その功績をたたえるため環境大臣から感謝状が贈呈されました。



写真1 亀山市における災害廃棄物の受け入れ状況

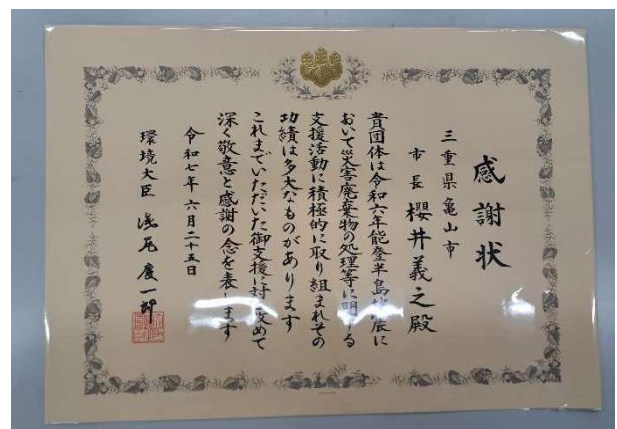


写真2 環境大臣から贈呈された亀山市の感謝状

## 2. 県の取組

県では、災害廃棄物処理の課題や対応策等を現場で学ぶことを目的として、令和6(2024)年7月17日から19日にかけて中能登町および輪島市等の被災地の現場視察を実施しました。公費解体現場、公費解体ごみおよび片付けごみの仮置場等の視察では、公費解体において解体廃棄物の分別に時間が要することなど、仮置場の選定、仮置場の搬入搬出の方法や搬出先の調整に係る課題を改めて実感しました。また、輪島市内の朝市通りの公費解体の状況や津波や隆起の影響を受けた沿岸域の状況を目の当たりにし、南海トラフ地震の発生が危惧されている本県としても、自分事として受け止め、しっかりと準備を行う必要があると感じました。

県では、令和6年能登半島地震支援活動で得られた気づき・課題を生かして、市町等の職員を対象に実効性の高い災害廃棄物処理に関する訓練を実施することにより、引き続き人材の育成を進めていきます。



写真3 輪島市内の朝市通り周辺の公費解体の状況



写真4 令和6年能登半島地震における輪島市第一仮置場

## コラム⑤

### PCB 廃棄物の適正処理に向けた取組

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人の健康および環境への有害性が確認されている物質であり、分解されにくく環境中に残留しやすい性質があります。日本では平成 13（2001）年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」）が制定され、PCB 廃棄物の処分期限が定められるとともに、PCB 廃棄物の処理施設が順次設置されました。

#### 1. PCB 廃棄物に該当するおそれのある電気機器の例

平成初期までに製造された古い電気機器には、PCB に汚染された絶縁油を含むものがあります。PCB 汚染の可能性がある電気機器は変圧器や高圧コンデンサーの他に、照明器具内の安定器、電気溶接機、分電盤等の装置に内蔵された低圧コンデンサーがあります。

これらの機器は絶縁油中の PCB 濃度に応じて、高濃度 PCB 廃棄物または低濃度 PCB 廃棄物として適正に処分する必要があります。



変圧器



低圧コンデンサー  
(分電盤に内蔵)



高圧コンデンサー



安定器

#### 2. 低濃度 PCB 廃棄物の適正な処理に向けて

PCB 特措法で定められた低濃度 PCB 廃棄物（電気機器は絶縁油の PCB 濃度が 0.5 mg/kg を超え 5,000 mg/kg 以下で該当）の処分期限は令和 9（2027）年 3 月 31 日であり、令和 6（2024）年 3 月末までに、県内 2,076 の保管事業場のうち 1,661 事業場（80%）における処理が完了しました。

低濃度 PCB 廃棄物の処理期限が迫っていることから、令和 6（2024）年度は新聞広告を活用し低濃度 PCB 廃棄物の処理および調査に関する周知を行いました。また、過去の掘り起こし調査において自家用電気工作物を所有していたまたは現在も使用していると回答を行った事業者等に対して PCB を含む変圧器・コンデンサー、安定器などの把握処理の再度の徹底を文書にて周知しました。

令和 7（2025）年 4 月 1 日から国（環境省）により、中小企業者等を対象とする低濃度 PCB 廃棄物の処理費用に対する助成制度が開始され、PCB 廃棄物の収集運搬・処分費用以外にも電気機器の絶縁油の分析費用や漏洩防止のため別の容器に移し替える等の対策費用の一部が助成されます。このことから、新聞広告、事業者に対する届出書の提出案内、立入検査等さまざまな機会を利用して保管事業者等に対して広く制度の周知を行います。また、これらの取り組みと合わせて、引き続き保管事業者への立入検査・指導を行い、県内の低濃度 PCB 廃棄物が処分期限内に確実に適正に処理されるよう取り組んでいきます。

## 三重県ごみゼロキャラクター ゼロ吉



## コラム⑥

# 三重県の不法投棄対策

## 1. 三重県における不法投棄の現状

令和6（2024）年度、県内で発見された産業廃棄物の不法投棄事案は35件でした。中でも建設系廃棄物の不法投棄事案が目立ち、直近5年間では、発生件数で約65%、投棄量で約85%となっています。こうした不法投棄は、法律で固く禁じられていますが後を絶ちません。

新たに確認された不法投棄事案の推移

（単位：件、（数量トン））

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
確認事案数	40 (792)	34 (988)	53 (509)	40 (676)	35 (79)	202 (3,044)
うち建設系廃棄物等	28 (780)	24 (971)	34 (339)	19 (420)	27 (73)	132 (2,583)

## 2. 三重県の不法投棄対策

不法投棄は、その規模が大きくなるにつれ是正が困難となることから、早期に発見して是正させることが重要です。また、不法投棄の大半を占める建設系廃棄物への対策として、建設系廃棄物の排出事業者や解体工事業者に対し、重点的な指導・啓発を実施し、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

県における不法投棄の未然防止・早期発見に係る取組について、その一部をご紹介します。

### （1）県警察との合同による広報啓発活動

県では、街頭において、広く県民の皆さんに不法投棄の未然防止を訴えるとともに不法投棄に関する情報の提供を呼びかける啓発活動を実施しています。令和6（2024）年度は、警察署と合同でショッピングセンター等9か所において、来店客に対し、不法投棄等を発見した際の通報先を記したチラシや啓発物品を配布し、不法投棄の未然防止を呼びかけました。最も



効果がある不法投棄の未然防止は、県民の皆さんと協力・連携して監視の目を光らせることです。また、県民の皆さんが不法投棄について早期に通報いただくことで、規模が大きくなる前に是正させることができます。不法投棄を見つけたら、次ページの通報先まで情報をお寄せください。皆さんのご協力をお願いします。

**廃棄物  
スマホ  
110番**



廃棄物スマホ110番  
二次元コード

[https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie\\_tsuho/fkt/index.html#top](https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie_tsuho/fkt/index.html#top)



“廃棄物スマホ110番”による通報画面

**廃棄物ダイヤル  
110番**

ゴミは イヤヨ  
**0120-538-184**

**廃棄物メール  
110番**

**[gomi110@pref.mie.lg.jp](mailto:gomi110@pref.mie.lg.jp)**

(2) 建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が発生する解体工事には、廃棄物処理法のほか建設業法、大気汚染防止法等、多くの法令による規制があります。そこで、解体工事に関するルール（各種法令の規定）を分かりやすく解説した「法令周知マンガ」を作成し、研修会等を通じて解体工事業者等に配布するなど、法令遵守の徹底を図る取組を進めています。

また、令和6（2024）年度から「法令周知マンガ」の啓発動画をWEB配信し、解体工事に関する各種法令の一層の周知を図っています。

**「マンガでよくわかる！解体工事」**  
「元請」編と「下請・収集運搬業者」編



公式 YouTubeチャンネルにて配信中！  
[https://www.youtube.com/channel/UCwutovQj5y21VxPaSn\\_B6g](https://www.youtube.com/channel/UCwutovQj5y21VxPaSn_B6g)



解体工事に携わる方が思わず読んでみたくなる！  
**プロモーションアニメ配信中！**